



空き家のこと一緒に考えてみませんか?



空き家等※1は所有者等の私有財産であることから、適切な管理は所有者等の責務です!

(近隣住民等に人的・物的損害を与えた場合、所有者等※2の責任を問われることがあります。)

※1 空き家等→建物その他の土地の工作物で、現に人が使用していないものおよびその敷地

※2 所有者等→空き家等を所有し、または管理する者

「特定空家等」…次のような状態の空き家等で、法令にもとづき自治体が認定したもの

- 著しく保安上危険となるおそれのある状態(建築物の倒壊、屋根・外壁の飛散 など)
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態(ごみ等の放置、害虫等の発生 など)
- 著しく景観を損なっている状態(立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している など)

「特定空家等」に認定されると次のようなペナルティを受ける場合があります!

- 住宅用地の特例が受けられなくなる!(土地の固定資産税等が3~5倍に跳ね上がる)
- 50万円以下の過料に処せられる!(命令に応じず、放置し続けた場合)
- 強制撤去され、費用は所有者に請求される!(命令に応じず、放置し続けた場合)
- 多額の損害賠償金を請求される!(瓦や壁が落下し、通行人等に被害を与えた場合)

特定空家でお困りの方・ご近所の方は、一度区役所にご相談ください。

多くの空き家は相続が原因で発生しています→そのような状態になる前に対策しましょう

住宅は、居住者の移転や世代交代などで空き家になることがあります。スムーズに引き継いでいくために、住んでいるときから権利関係の確認や登記の変更、相続などの対策を早めに準備しておく必要があります。

【登記を確認】

空き家は亡くなった方や以前の所有者の名義のままになっている場合があります。建物・土地の登記が現在の所有者になっているか確認し登記手続きをおこなってください。

【専門家に相談】

相続に関して、相続人間での権利関係の調整や登記名義変更手続きなどが必要となります。それぞれの悩みに応じて、弁護士・司法書士などの専門家に相談してください。

区役所でも弁護士・司法書士による法律相談、専門家による不動産相談などの各種無料相談をおこなっています。

(日時など詳しくは、広報東住吉なでしこ8月号4面をご覧ください)

“空家利活用改修補助事業”のご案内

空き家の利活用を促進するため、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する改修工事費用等の一部を補助する制度があります。

補助を受けるには、平成12年以前の建築物であることや、3か月以上空き家であることなどの要件があり、事前の申請が必要となります。詳しくはホームページをご覧ください。



※家の改修のほか、インスペクション(既存住宅状況調査)や耐震診断・設計、耐震改修工事に要する費用にも補助があります。

問合せ 都市整備局市街地整備部住環境整備課防災・耐震化計画グループ

☎06-6208-9622

東住吉区役所総務課(事業企画担当) ☎06-4399-9976

問合せ 総務課 5階53番 ☎06-4399-9683 FAX06-6629-4533

広告